

様式第1〔第6条〕

特定工場新設（変更）届出書（一般用）

〇〇市長 殿

届出の種類に応じて適宜抹消すること

届出者 住所 〒100-0001 東京都千代田区丸の内1-1-1
 会社名 静岡新産業株式会社
 代表者氏名 代表取締役 静岡 県太郎
 担当者名 管理課 △△ 電話番号 053-458-3262

本社住所を記載

平成17年 4月 1日

工場立地法第6条第1項（第7条第1項、第8条第1項、工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和48年法律第108号。以下「一部改正法」という。）附則第3条第1項）の規定により、特定工場の新設（変更）について、次のとおり届け出ます。

1	特定工場の設置の場所 〒430-0915 静岡県浜松市東田町9-6	趣旨説明書の住所と一致
2	特定工場における製品（加工修理業に属するものにあつては加工修理の内容、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業に属するものにあつては特定工場の種類）	自動車部分品・付属品製造業 3013 2つの期間の間に90日以上期間があること 面積割合を確認
3	特定工場の敷地面積	趣旨説明書の変更後敷地面積と一致 33,000 m ²
4	特定工場の建築面積	趣旨説明書の変更後建築面積と一致 17,900 m ²
5	特定工場における生産施設の面積	別紙1のとおり
6	特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置	別紙2のとおり
7	工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び工業団地の環境施設の配置	別紙3のとおり
8	隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用	別紙4のとおり
9	特定工場の新設（変更）のための工事の開始の予定日	造成工事等 年 月 日 施設の設置工事 平成17年 7月 1日
* 整理番号	1700 第 号	* 備考 団地特例・集合地特例適用の場合に添付 2つの期間の間に90日以上期間があること
* 受理年月日	年 月 日	
* 審査結果	適宜決定すること（静岡県の場合「静」）	

備考

- *印の欄には、記載しないこと
- 6欄から8欄について、規則第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設と重複する土地及び規則第3条に規定する建築物屋上等緑化施設はそれ以外の緑地と区別して記載すること。
- 法第6条第1項の規定による新設の届出の場合は、1欄から9欄までの全ての欄（特定工場の設置の場所が工業団地に属しない場合は7欄を、工業集落地特例の適用をうけようとしなかった場合は8欄を除く。）に記載すること。
- 法第7条第1項又は一部改正法附則第3条第1項の規定による変更の届出の場合は、1欄から9欄までの全ての欄（特定工場の設置の場所が工業団地に属しない場合は7欄を、工業集落地特例の適用をうけようとしなかった場合は8欄を除く。）に記載するとともに、2欄から6欄まで及び8欄のうち変更のある欄については、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 法第8条第1項の規定による変更の届出の場合は、1欄から9欄に記載するとともに、2欄から6欄まで及び8欄のうち変更のある欄については、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 9欄については、埋立及び造成工事を行う場合にあっては造成工事の欄に、生産施設、緑地等の施設の設置工事を行う場合にあっては施設の設置工事の欄に、それぞれ実施制限期間の短縮後の工事開始予定日を記載すること。
- 届出書及び別紙の様式の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること

様式B

特定工場新設（変更）届出及び実施制限期間の短縮申請書（一般用）

〇〇市長 殿

届出の種類に応じて適宜抹消すること

本社住所を記載

平成17年 4月 1日

届出者 住所 〒100-0001 東京都千代田区丸の内1-1-1
 会社名 静岡新産業株式会社
 代表者氏名 代表取締役 静岡 県太郎
 担当者名 管理課 △△ 電話番号 053-458-3262

工場立地法第6条第1項（第7条第1項、第8条第1項、工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和48年法律第108号。以下「一部改正法」という。）附則第3条第1項）の規定により、特定工場の新設（変更）について、次のとおり届け出るとともに工場立地法第11条第1項の期間の短縮方を申請します。

1	特定工場の設置の場所 〒430-0915 静岡県浜松市東田町9-6	趣旨説明書の住所と一致
2	特定工場における製品（加工修理業に属するものにあつては加工修理の内容、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業に属するものにあつては特定工場の種類）	自動車部分品・付属品製造業 3013 2つの期間の間に30日以上期間があること 面積割合を確認
3	特定工場の敷地面積	趣旨説明書の変更後敷地面積と一致 33,000 m ²
4	特定工場の建築面積	趣旨説明書の変更後建築面積と一致 17,900 m ²
5	特定工場における生産施設の面積	別紙1のとおり
6	特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置	別紙2のとおり
7	工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び工業団地の環境施設の配置	別紙3のとおり
8	隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用	別紙4のとおり
9	特定工場の新設（変更）のための工事の開始の予定日	造成工事等 年 月 日 施設の設置工事 平成17年 5月 1日
* 整理番号	1700 第 号	* 備考 団地特例・集合地特例適用の場合に添付 2つの期間の間に30日以上期間があること
* 受理年月日	年 月 日	
* 審査結果	適宜決定すること（静岡県の場合「静」）	

備考

- *印の欄には、記載しないこと
- 6欄から8欄について、規則第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設と重複する土地及び規則第3条に規定する建築物屋上等緑化施設はそれ以外の緑地と区別して記載すること。
- 法第6条第1項の規定による新設の届出の場合は、1欄から9欄までの全ての欄（特定工場の設置の場所が工業団地に属しない場合は7欄を、工業集落地特例の適用をうけようとししない場合は8欄を除く。）に記載すること。
- 法第7条第1項又は一部改正法附則第3条第1項の規定による変更の届出の場合は、1欄から9欄までの全ての欄（特定工場の設置の場所が工業団地に属しない場合は7欄を、工業集落地特例の適用をうけようとししない場合は8欄を除く。）に記載するとともに、2欄から6欄まで及び8欄のうち変更のある欄については、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 法第8条第1項の規定による変更の届出の場合は、1欄から9欄に記載するとともに、2欄から6欄まで及び8欄のうち変更のある欄については、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 9欄については、埋立及び造成工事を行う場合にあつては造成工事の欄に、生産施設、緑地等の施設の設置工事を行う場合にあつては施設の設置工事の欄に、それぞれ実施制限期間の短縮後の工事開始予定日を記載すること。
- 届出書及び別紙の様式の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること

特定工場の新設(変更)の趣旨説明書

1 特定工場概要

(ふりがな)
 会社名 **しずおかしんぎょうかぶしきがいしゃ 静岡新産業株式会社** → 特定工場の設置の場所と一致

住所 **浜松市東田町9-6**

設備投資予定額 (うち用地費) **600百万円 (100百万円)** → 事業規模確認用

2 新設(変更)の内容 (各施設の単位を標準にして該当するものに○印をつけてください)

敷地	増	減	変更なし
生産施設	新設 <input checked="" type="checkbox"/>	増設 <input checked="" type="checkbox"/>	改築(全部、一部) <input type="checkbox"/> 撤去(全部、一部) <input type="checkbox"/> 変更なし <input type="checkbox"/>
緑地	新設 <input checked="" type="checkbox"/>	増設 <input checked="" type="checkbox"/>	配置替え <input type="checkbox"/> 撤去(全部、一部) <input type="checkbox"/> 変更なし <input type="checkbox"/>
緑地以外の環境施設	新設 <input checked="" type="checkbox"/>	増設 <input type="checkbox"/>	配置替え <input type="checkbox"/> 撤去(全部、一部) <input type="checkbox"/> 変更なし <input type="checkbox"/>

3 新設(変更)の趣旨説明

●届出理由 → その他特記事項がある場合この欄に記入

別紙1、別紙2、様式例第2、及び様式例第5の内容と一致
 生産施設等にスクラップ&ビルド等がある場合は複数チェックがされる

敷地及び生産施設面積の増加に伴い、緑地面積を増加させる。

事務所・倉庫棟については変更なし。

●届出概要

敷地面積 26,000 → 33,000 m² → 様式第1もしくは様式Bの面積と一致

建築面積 16,800 → 17,900 m² → 別紙1の面積と一致

生産施設面積 9,551 → 10,651 m² → 別紙2及び様式例第5の面積と一致
 [敷地面積に対し 32.3 %]

緑地面積 5,460 → 7,490 m² → [敷地面積に対し 22.6 %]

その他環境施設面積 0 → 1,080 m² → [敷地面積に対し 3.2 %]

製品名 **トランスミッション部品** → 別紙2の面積と一致

様式第1もしくは様式Bの特定工場における製品とは異なり具体的な製作物を記入

本欄で、生産施設面積率、緑地面積率及び環境施設面積率が満たされているかチェック。
 なお、既存施設の場合は準則の面積率を満たしていない場合があるため、準則計算表にて準則の備考に掲げる式を満たしているかチェック。

特定工場における生産施設の面積

生産施設の名称	施設番号	面積 (㎡)		増減面積 (㎡)	
		変更前	変更後	増加面積	減少面積
第1工場	セ-1	3,028	2,853		175
第2工場	セ-2	2,765	3,284	847	328
第3工場	セ-3	2,224	2,224		
第4工場	セ-4	1,035	1,035		
ボイラー室	セ-5	499	0		499
第5工場	セ-6	なし	1,255	1,255	
生産施設の面積の合計		9,551 ㎡	10,651 ㎡	2,102 ㎡	1,002 ㎡

生産施設番号は、次回以降も変更しないよう指導する。
 今回の場合、セ-5は次回の変更以降は使用しない。
 また、変更で新たに施設を建設する場合は、最も大きな番号の次の番号を使用する。

前回なかった施設については変更前欄に「なし」と記載

法第8条1項に係る変更の場合は前回届の変更後面積と一致しているかチェック。
 法第6条1項に係る新設の場合は記入不要。

様式例第2と合致しているかチェック

趣旨説明書の面積と一致

備考

- 1 施設の番号欄にはセー1から始まる一連番号を記載すること。ただし法8条第1項の規定による変更の届出の場合には、その変更に係る施設に対応する変更前の施設があるときは当該変更前の施設の届出済の番号を記載し、その変更にかかる施設に対応する変更前の施設がないときは、届出済の一連番号の次の番号を新たに設けてそれを記載すること。
- 2 法第7条第1項又は一部改正法附則第3条第1項の規定による変更の届出の場合は、面積欄を変更前と変更後に区分し、変更前の欄には全部の施設的面積を記載するとともに、その変更に係る施設に対応する変更前の施設がないときは「なし」と記載し、変更後の欄にはその変更に係る施設の変更後の面積のみ記載すること。
- 3 法第8条第1項又はの規定による変更の届出の場合は面積欄を変更前と変更後に区分し、その変更に係る施設についてのみ記載し、その施設に対応する変更前の施設がないときは、変更前の欄には「なし」と記載すること。
- 4 増減面積欄には法第7条第1項、法第8条第1項又は一部改正法附則第3条第1項の規定による変更の届出の場合のみ記載すること。
- 5 生産施設の面積の合計の欄は、変更の届出の場合にあっては、変更前と変更後に区分し、それぞれの欄に当該特定工場における全生産施設の面積の合計を記載すること。

1 緑地及び環境施設の面積

緑地（様式第1又は第2備考2で区別することとされた緑地を除く。）の名称	施設番号	面積（㎡）
正門前 植え込み	リ-1	230
敷地北側周辺部 高木並木	リ-2	2,580
敷地南側周辺部 低木地	リ-3	1,620
敷地東側周辺部 高木並木	リ-4	980
敷地西側 芝生	リ-5	1,050
緑地面積（様式第1又は第2備考2で区別することとされた緑地を除く。）の合計		6,460 ㎡
様式第1又は第2備考2で区別することとされた緑地の名称	施設番号	面積（㎡）
第一工場屋上	ジ-1	350
従業員駐車場	ジ-2	680
様式第1又は第2備考2で区別することとされた緑地面積の合計		1,030 ㎡
緑地面積の合計		7,490 ㎡
緑地以外の環境施設の名称	施設番号	面積（㎡）
池	カ-1	280
テニスコート	カ-2	800
緑地以外の環境施設の面積の合計		1,080 ㎡
環境施設の面積の合計		8,570 ㎡

2 環境施設の配置

敷地の周辺部に配置する環境施設の各施設番号	リ-1、2、3、4、5 ジ-1、カ-1
敷地の周辺部に配置する環境施設の面積の合計	7,890 ㎡
配置について勘案した周辺の地域の土地利用の状況などとの関係	正門前は渠道に面しており、また、北側に住宅が密集しているため、極力緑地帯を多くとり、環境保全に配慮した。

備考

- 1 緑地の名称の欄には、区画毎に緑地の種類及びその設置の場所を記載すること。
- 2 その他は、別紙1の備考1から3まで及び5と同様とする。この場合において、「セー1」とあるのは、緑地（様式第1又は第2備考2で区別することとされた緑地を除く。）にあつては「リ-1」と、様式第1又は第2備考2で区別することとされた緑地にあつては、「ジ-1」と、緑地以外の環境施設にあつては「カ-1」と読み替えるものとする。

様式例第 1

今回の変更に係る稼働日と共に、操業日も記入させること（既存工場か否かの確認）。

整理番号

事業概要説明書

1	生産開始の日	(操業 S52. 9月) 今回の変更に係る稼働日：平成 17 年 10 月 12 日				
2	主要製品別生産能力及び生産数量					
	製品名	生産能力		生産数量		
		変更前	変更後	変更前	変更後	
	トランスミッション部品	10,000t/月	15,000t/月	8,000t/月	12,000t/月	
	製品が複数あれば複数記載。また、異なる産業分類の製品があれば必ず複数記載。		法第 6 条 1 項に係る新設の場合は記入不要。法第 8 条 1 項に係る変更の場合は前回届の変更後数量と一致しているかチェック。単位は製品により適宜変更できる。			
3	水源別工業用水使用量 計 550 (単位：トン/日)					
	上水道	工業用水道	河川表流水	井戸水	その他	回収水 海水
	300			200		50
4	電力の使用量 計 20,000 (単位：KWH/日)					
	買電による電力使用量			自家発電による電力使用量		
	20,000					
	それぞれ合計数値をチェック					
5	輸送手段別輸送量 計 600 (単位：トン/月)					
		自動車	鉄道	船舶	その他	計
	燃料・原材料及び外注部	280				280
	製品	320				320
6	従業員数 計 270 (単位：人)					
	職員	男 28	工員	男 132	計	男 160
		女 12		女 98		女 110

- 備考 1 生産能力及び生産数量は、各々の業種に応じ通常用いる単位で記載して下さい。（例 トン/日、m³/月等）輸送量は、トン換算した値で 1 カ月当り平均輸送量を記載してください。
- 2 事業概要説明書の用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 を用いて下さい。

様式例第2

生産施設、緑地、緑地以外の環境施設その他の主要施設の配置図

別添1のとおり

- ・本紙に記載できないことがほとんどであることから、原則として、別に別紙平面図を添付させる。
- ・別紙平面図で、各施設番号や変更面積をチェック。
- ・同一地で撤去と増設が重なる場合については、平面図に重複部分を貼り付けした形で提出させる。
- ・生産施設・緑地・その他環境施設のみでなく、敷地内にある建築物等についても記入させる（色塗りは不要）

県では、慣例として、次のとおり指導しているが、これに従わなくても問題ない。

	変更なし	撤去	増設
単なる建築物			
生産施設			
緑地			
重複緑地			
その他環境施設			

備考

- 1 配置図に記載する生産施設は、建築物のあるものは建築物単位で、ないものは個々に記入してください。
- 2 他の主要施設には貯水池、井戸等の工業用水施設、電力施設、公害防止施設、倉庫、タンク等の貯蔵施設、駐車場等を含みます。配置図にはそれらの位置、形状を明示するとともに、それらの名称を付記して下さい。
- 3 生産施設、緑地、緑地以外の環境施設、下表に指定する淡い色彩でそれらの位置、形状を着色して明示するとともに、規則による届出書の別紙1～3に記載した施設番号を付記して下さい。
- 4 変更の届出の場合には、変更前と変更後の状態が比較対照できるように明示して下さい。

施設の名称	色 彩
生産施設	青
緑地	緑
様式第1又は第2で区別することとされた緑地	網掛け
緑地以外の環境施設	黄

- 5 図面には縮尺並びに方位を示す記号を記載して下さい。図面の縮尺は、原則として敷地面積が100 ha未満の工場等にあつては五百分の一ないし千分の一、100 ha以上500 ha未満の工場等にあつては千分の一ないし二千分の一、500 ha以上の工場等にあつては二千分の一ないし三千分の一程度として下さい。
- 6 環境施設のうち屋内運動施設又は教養文化施設がある場合は、当該施設の利用規程及びその周知方法を記載した書類を添付して下さい。

特定工場用地利用状況説明書

特定工場敷地面積	33,000㎡	うち自己所有地	33,000 ㎡
都市計画法上の区域区分 (*右記の該当項目を ○で囲んで下さい。)	①工業専用地域 ④住居系地域 ⑦未線引都市計画区域	②工業地域 ⑤商業地域 ⑧都市計画区域外	③準工業地域 ⑥市街化調整区域 ⑨都市計画なし
特定工場用地利用状況説明図	<div style="text-align: center;">↑</div> 特定工場の用に供する土地の説明 宅地 (準工業地域)		
<div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p style="text-align: center; border: 2px solid red; border-radius: 50%; display: inline-block;">別添2のとおり</p> ・様式例第2と同様本紙に記載できないことがほとんどであることから、原則として、別に別紙平面図を添付させる。 ・法6条1項に係る新設、法第7条1項に係る変更、及び改正法附則第3条1項に係る変更の場合は必ず添付させるが、法第8条1項に係る変更であって、周辺状況が前回届出時とほとんど変更ない場合は省略しても問題ない。 </div>			
縮尺 1/			

備考

- 1 自己所有地には、現在所有している土地及び将来自分の土地となることが確実である土地を含みます。
- 2 都市計画法上の用途地域を記入してください。
- 3 特定工場の用に供する土地の説明の欄には、当該土地が埋立地、埋立予定地、空地、農用地、工業団地等の別を記入してください。
- 4 特定工場土地利用状況説明図には、当該特定工場の周辺2km程度の範囲内で海面、河川、湖沼、埋立地、山林、農用地、学校、病院、公園等の用地、住宅地、工業用地等の土地の利用状況を明示してください。

特定工場の新設等のための工事の日程

工事の日程											
年月	17年4月	17年5月	17年6月	17年7月	17年8月	17年9月	17年10月	17年11月	17年12月	18年1月	
工事の種類											
造成（埋立）工事											
生産施設の設置工事											
施設の名称	施設番号										
第1工場	セー1	撤去	5/1	←	7/31	→	←	10/12	稼働日		
第2工場	セー2	5/1	←	建屋	→	7/31	←	→	◎		
ボイラー室	セー5				7/31	←	→				
第5工場	セー6	5/1	←	建屋	→	7/31	←	→	◎		
環境施設・緑地の設置工事	施設番号										
北側周辺部	リー2			配置	6/1	←	→	7/12			
西側芝生	リー5			変更	6/1	←	→	7/12			
第一工場屋上	ジー1			設置	7/15	←	→	9/30			
従業員駐車場	ジー2			設置		←	→	10/3			
池	カー1			設置		←	→	9/20			
テニスコート	カー2			設置		←	→	9/30			
その他の主要施設の設置工事	別紙1・別紙2の名称及び施設番号と一致。 緑地の変更については、様式例第5にて変更した緑地を確認 倉庫等の建設が生産施設や緑地の設置工事より早い場合に明記										

- 備考1 工事の日程の欄には、工事の種類ごとに工事の期間を←→印で記載するとともに、当該工事の開始と終了の日を付記して下さい。
 なお、生産施設については、当該生産施設の運転の開始の日も工事の日程の欄にあわせて明記して下さい。
 また、生産施設の設置工事、環境施設・緑地の設置工事において既存施設の廃棄工事が行われる場合には、当該廃棄工事の日程も記載して下さい。
- 施設の名称、施設番号の欄には規則による届出書の別紙1～3に記載した生産施設、緑地、緑地以外の環境施設の名称、番号を記載して下さい。
 - 事務所、倉庫等その他の主要施設の設置工事の日程の欄には、当該工事の開始が生産施設の設置工事、環境施設・緑地の設置工事のいずれよりも早い場合にのみ当該施設の種類を工事の種類欄に明記して下さい。
 - 変更の届出の場合には、変更に係る施設について記載して下さい。

〇〇市長 殿

氏名(名称、住所) 変更届出書

新住所を記載

届出の種類に応じて適宜抹消すること

届出者 住所 〒100-0001 **東京都千代田区丸の内1-1**
会社名 静岡新産業株式会社
代表者氏名 代表取締役社長 静岡県太郎 印
(担当者) 管理課 △△ 電話番号 053-458-XXXX

氏名(名称、住所) 変更があったので、工場立地法第12条の規定により、次のとおり届け出ます。

変更の内容	変更前 東京都千代田区大手町1-1		
	変更後 東京都千代田区丸の内1-1		
変更年月日	平成17年6月1日	変更の理由	本社移転のため
*整理番号	17〇〇第 号	受理年月日	
*備考	<p>適宜決定すること（静岡県の場合「静」） なお、変更届等の受付と変更せず、通し番号で取得すること</p>		

登記等の添付書類にて、変更内容及び変更年月日を確認

- 備考1 *印の欄には記載しないこと。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

特定工場承継届出書

〇〇市長 殿

届出者 住所 〒100-0001 東京都千代田区丸の内1-1
 会社名 静岡新産業株式会社
 代表者氏名 代表取締役社長 静岡県太郎 印
 (担当者) 管理課 △△ 電話番号 053-458-XXXX

契約書の写し等の添付書類にて、内容及び承継年月日を確認

特定工場に係る届出をしたものの地位を承継したので、工場立地法第13条第3項の規程により、次のとおり届け出ます。

被承継者	氏名または名称	静岡産業株式会社		
	住所	東京都千代田区大手町2-1		
特定工場の設置の場所	静岡県浜松市東田町9-6	承継年月日	平成17年6月1日	
		承継の原因	譲受	
*整理番号	17〇〇第 号	*受理年月日		
*備考	<p>適宜決定すること（静岡県の場合「静」） なお、変更届等の受付と変更せず、通し番号で取得すること</p>			

- 備考1 *印の欄には記載しないこと。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式例第6 [廃止]

平成17年6月5日

特定工場廃止届出書

〇〇市長 殿

届出者 100-0001 東京都千代田区丸の内1-1
 会社名 静岡新産業株式会社
 代表者氏名 代表取締役社長 静岡県太郎 印
 (担当者) 管理課 △△ 電話番号 053-458-XXXX

初回届出ではなく前回届出の年月日を記入

同内容となる

平成(昭和)17年5月1日に届出(届出整理番号17〇〇第58号)をした下記工場については、廃止したので、次のとおり届け出ます。

特定工場の設置者	氏名又は名称	静岡新産業株式会社		
	住所	東京都千代田区丸の内1-1		
特定工場の設置場所	静岡県浜松市東田町9-6	敷地面積	18,000㎡	
		建築面積	9,000㎡	
当該工場における製品	自動車部分品・付属品製造業	廃止年月日	平成17年6月1日	
廃止の理由	前面移転			
廃止後の敷地利用予定	住宅用地として売却予定			
*整理番号	17〇〇第号	適宜決定すること(静岡県の場合「静」) なお、変更届等の受付と変更せず、通し番号で取得すること		
*受理年月日				

前回届出と同内容となる

分かる範囲で出来るだけ具体的に記載してもらおう

- 備考1 *印の欄には記載しないこと。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

準則計算表

手引き中の計算例も参照のこと

細分類業種名 自動車部分品・付属品製造業
細分類番号 3013
γ : 0.65 α : 1.2

(1) 生産施設

$$P0$$
$$[P \leq \frac{\gamma}{\alpha} (S - \frac{P0}{\alpha}) - P1]$$

(単一業種)

$$0.65 \times (20,000 - \frac{8,200}{0.65 \times 1.2}) - (-2,000) = 8,166.6666$$

今回の増設計画 = 2,500 ≤ 8,166.6667 であり、準則を満たす。

(2) 緑地

$$P$$
$$[G \geq \frac{P}{\gamma} (0.1 - \frac{G0}{S})]$$

$$\frac{2,500}{0.65} \times (0.1 - \frac{440}{20,000}) = 300$$

今回の設置計画 = 1,000 ≥ 300 であり、準則を満たす。

(3) 環境施設

$$P$$
$$[E \geq \frac{P}{\gamma} (0.15 - \frac{E0}{S})]$$

$$\frac{2,500}{0.65} \times (0.15 - \frac{400}{20,000}) = 500$$

今回の設置計画 = 1,000 ≥ 500 であり、準則を満たす。

備考

- 1 業種については日本標準産業分類の中分類業種名と細分類番号を記載のこと。
- 2 2以上の業種に属する特定工場等の場合には様式は特に定めていない。各業種毎の生産施設をγ、αの値別に整理したものを記載すること。
- 3 計算は小数点第5位を四捨五入すること。